

# ○国立大学法人山梨大学情報システム運用基本方針

制定 平成29年3月27日

## (運用の目的)

第1条 国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）情報システムは、山梨大学憲章に掲げる理念を実現するため、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、円滑で効果的な情報流通を図ることを目的とし、運用する。

## (運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達成するため、本学情報システムは、国立大学法人山梨大学情報システム運用基本規程（以下「基本規程」という。）に基づき、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用し、全学に供用する。

## (規則等の体系)

第3条 情報システムの運用に係る規則等の体系は、別図のとおりとし、この方針及び基本規程（以下「ポリシー」という。）をもって本学情報システム運用等の基盤を成すものとする。

## (利用者等の義務)

第4条 本学情報システムの利用者及び運用の業務に携わる者は、前項のポリシー並びに管理・運用に関する内規、基準、手順及びガイドライン等を遵守しなければならない。

## (懲戒)

第5条 この方針に基づく規則等に違反した場合の本学情報システムの利用制限及び罰則は、必要に応じ、各規則等で別に定める。

## 附 則

- 1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学情報セキュリティポリシー（平成17年4月1日制定）は廃止する。

別図（第3条関係）

